

令和7年11月25日（定例会）

令和7年

奈良県広域消防組合議会

第2回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和7年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録目次

○11月25日

開会	2
管理者招集挨拶	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長諸報告	4
管理者諸報告	4
一般質問	4
報第3号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	7
議第16号 奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例について	8
議第17号 奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部 を改正する条例について	12
議第18号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について	14
議第19号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）	15
議第20号 財産の取得について	16
議第21号 財産の処分について	16
認第1号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	18
管理者閉会挨拶	20
閉会	21

令和7年11月25日

令和7年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和7年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

令和7年11月25日（火曜日）午後1時56分 開会

議事日程

令和7年11月25日（火曜日）午後1時56分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長諸報告
日程第 4 管理者諸報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報第 3号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 7 議第16号 奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議第17号 奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議第18号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第19号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議第20号 財産の取得について
日程第12 議第21号 財産の処分について
日程第13 認第 1号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 榎堀秀樹君 | 2番 鳥山淳一君 |
| 3番 辰巳光則君 | 4番 竹邑利文君 |
| 5番 土家靖起君 | 6番 勝井太郎君 |
| 7番 寺前伊平君 | 8番 仲山嘉君 |
| 9番 中拓也君 | 10番 福田浩実君 |
| 11番 山田仁樹君 | 12番 中川靖広君 |
| 13番 遠山健太郎君 | 14番 中川義弘君 |
| 15番 吉村始君 | 16番 筒井寛君 |
| 17番 小原薫君 | 19番 平井清君 |
| 20番 網谷眞治君 | 21番 中垣内敏博君 |
| 22番 中勝洋君 | 23番 西川繁和君 |

24番 うすい 卓也君
26番 小西 章裕君

25番 南 満君

欠席議員（1名）

18番 西澤 巧平君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	亀田 忠彦君	代表副管理者	平井 康之君
副管理者	松井 正剛君	副管理者	並河 健君
副管理者	仲嶋 久雄君	副管理者	三橋 和史君
副管理者	平岡 清司君	監査委員	梅崎 浩充君
消防長	徳永 達也君	副消防長	丸本 千彰君
組合事務局長	林 増寿夫君	総務部長	辻井 義明君
人事部長	寺下 訓啓君	警防部長	狩森 季光君
予防部長	東 和範君	会計管理者	生多 章人君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	箱谷 英雄君	議会事務局課長	向 潤也君
議会事務局主幹	上田 直紀君	議会事務局指導官	森 昌子君

午後1時56分 開会

○議長（榎堀秀樹君） ただいまから、令和7年第2回定例会を開会いたします。

初めに、当組合のホームページに掲載している写真の更新のため、ただいまから写真撮影を行います。撮影へのご協力をよろしくお願いいたします。

（写真撮影）

○議長（榎堀秀樹君） ご協力、ありがとうございました。

続きまして、理事者より、会議にて資料作成が必要となった場合のために、議場内に設置されたカメラより会議内容を職員控室に配信したいとの要望がございます。これまでと同様に、会議内容を配信することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がございませんので、ただいまから中継させていただきます。

次に、閉会中に議会運営委員を指名いたしましたので、お手元に配付しております名簿にて、ご紹介に代えさせていただきます。

また、議会運営副委員長に山田仁樹議員が互選されましたので、併せてご報告いたします。

管理者招集挨拶

○議長（榎堀秀樹君） 管理者から招集のご挨拶があります。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、令和7年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとご多忙にもかかわらず、ご出席を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、平素から奈良県広域消防組合に対しましてのご支援、ご協力に対しましても重ねて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、本会議では、報告1件、条例3件、補正予算1件、財産の取得1件、財産の処分1件、決算認定1件を提案させていただいております。

何とぞよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、開会のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（榎堀秀樹君） これより本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎堀秀樹君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、17番、小原薫議員、19番、平井清議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎堀秀樹君） 日程第2、会期の決定を行います。

会期及び日程について、議会運営委員会でご協議いただいておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長、福田議員。

○議会運営委員長（福田浩実君） ただいま議長のお許しを得ましたので、議会運営委員会を代表して報告させていただきます。

議会運営委員会は、去る11月17日、令和7年組合議会第2回定例会の運営についてを議題として開催いたしました。

初めに、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程について審査し、報告1件、条例改正3件、補正予算、財産の取得、財産の処分、決算認定、それぞれ1件を本日の日程とすることに決定いたしました。

続きまして、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査について、ここに申出いたします。

最後に、本定例会の事前説明から実施させていただきました議案勉強会についてと、現在は議会の3日前となっております一般質問通告の期日について議会運営委員会で協議し、決定しておりますので、その内容について、後ほどご説明させていただきます。

これをもちまして議会運営委員会の報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、委員各位の補足説明をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） お諮りいたします。

議会運営委員長から報告がありましたとおり、本会議の会期は本日1日限りとしたいと

思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議なしと認めます。よって、本会議の日程は本日1日限りと決定いたしました。

次に、議会閉会中の継続審査について、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、ただいま報告がありました議案勉強会と一般質問通告の期日の件を協議するため、会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

○議長(榎堀秀樹君) 休憩前に引き続き、会議をいたします。

日程第3 議長諸報告

○議長(榎堀秀樹君) 続きまして、日程第3、議長諸報告については、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告について通知がございましたので、その写しをお手元に配付しておりますのでご清覧おき願います。

これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 管理者諸報告

○議長(榎堀秀樹君) 日程第4、管理者から行政報告があります。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 行政報告につきましては、事前にご配付させていただいておりますとおりでございますので、ご清覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(榎堀秀樹君) ただいまの報告に対しまして、何か確認事項等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ないようでございますので、管理者行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長(榎堀秀樹君) 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が1件来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席から発言をお願いいたします。なお、発言については質問時間のみで15分とし、事前通告に沿った内容で質問をお願いいたします。通告内容と違う場合や議題外にわたる場合は発言を制止する場合がございますのでご注意願います。

それでは、9番、中拓也議員の質問を許します。

中議員。

○9番(中 拓也君) 十津川村の中です。よろしくお願ひいたします。一般質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

私は、1件、救急車の現場での待機時間について質問させていただきます。

十津川村で救急車を要請した場合、患者を救急車に収容してから出発するまでの間、長い時間、現場で待機しているという話を住民からお聞きします。特に夜間、現場で待機している時間が長いようで、30分から1時間ほどだとお聞きしております。早く病院へ連れて行ってほしいという思いから、30分ほどの待機時間でも1時間という長い時間に感じるかもわかりません。なぜ現場で待機時間がこのように長いのか、患者を救急車に収容した後、速やかに、なぜ出発できないのか、その辺をお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(榎堀秀樹君) 徳永消防長。

○消防長(徳永達也君) 消防長の徳永でございます。

9番、中拓也議員のご質問にお答えいたします。

まず、救急隊が現場を出発するまでに車内で何をしているのかという点でございますけれども、まず、大きく2つございまして、1つ目が、傷病者の容態を観察して、それに応じた処置をしております。もう1つが、収容できる病院の照会を行っております。

その上で、出発して走りながら、なぜできないのかというところでございますけれども、まず、点滴でありましたり各種計測をするときに、救急車が静止した状態の方が安全かつ正確に行えるという点と、病院が決まる前に出発してしまいますと、結果として病院到着時間が遅れてしまう、方向が決まらなると出られないというところがございます。

傷病者を救急車に収容してからどれぐらいで出発しているのかということでもありますけれども、都市部より山間部の方がこの時間は短い傾向にありまして、昨年中、橿原市内では平均13分28秒、十津川村では11分32秒と2分ほど早い状況でありました。奈良県広域全体の平均といたしますと13分20秒でありました。

一般の方の中にも、救急車はなぜすぐ出発しないのかというご質問もあることから、奈良県広域消防組合では、ユーチューブの公式チャンネルの中で「救急車はなぜすぐに出発しないの」といった動画を公開させていただいております。約8万回の再生をいただいております。それ以外にも、救急車の車内事情を含めて、当組合では合計31本の動画に77万回の再生をいただいております。

しかしながら、議員お述べのとおり、119番通報をしてこられた住民の皆様にとっては時間というのは長く感じるということは我々も承知しておりますので、今後ともより良い消防サービスの遂行に邁進してまいります。

以上でございます。

○議長(榎堀秀樹君) 中議員。

○9番(中 拓也君) 救急車に収容してから容態観察、病院の照会など色々あるというのは私も知っております。しかし、私は、いかにも遅い、一分一秒を争う患者であったら助からない、麻痺が残る、そのようなことがあるのではないかと心配しております。

私は今年の8月に体調不良を起こし、救急車で運ばれました。南奈良の大淀の医療セン

ターへ運ばれたんですけども、私自身は意識がもうろうとしていて、何時に出発して何時に着いたか分かりません。119に電話した家族に聞くと、自宅前で1時間ほど待機したと聞いております。なぜだと私も聞かれたんですけども、はっきり分からないので答えることはできませんでした。先ほど言いましたけども、確かに30分やったかもわかりません。それを、やっぱり1時間に感じたのかもわかりません。

この待機時間が長いということは、十津川村も広域消防になる前、村が救急業務を行っていた頃にも話は出ました。でも、村はその対策として、119なり役場へ電話がかかってきた際に症状を詳しく聞き、救急車が出ると同時に病院を手配し、救急車が現地へ着く頃には病院というのは手配できておりました。手配できなくても、先ほどやらないと言っていましたけども、走行している途中、役場で病院を取る、そういうことをやっておりました。十津川村でしたら168を北上するか南下するかのどちらかなので、ほとんどは檀原方面へ出てくることが多いので、檀原方面でしたら五條に来るまでには病院は必ず取れます。そうやって待機時間というものをなくしてきました。やっぱりそれまでしないと患者をいち早く病院へ連れていくことはできません。ですので、そのようにしておりました。

街では、救急要請してから大体30分以内に病院に着くと思います。でも、山間部の十津川村のようなところは早くて1時間から2時間かかります。また、国道に出るまで1時間かかるところもあります。それと待機時間とプラスすれば、やっぱり3時間はかかるということなんです。いち早く病院に連れて行ってほしいというのは家族も患者も思いは一緒です。どうにかして、この待機時間、先ほど走行しながら取ることにはできないようなことを言っておりましたけども、村でできて、広域になったらできないということはないと私は思うんです。その辺は十分努力して、街と同じような速さで、山間部も1時間以内、1時間半か2時間以内に病院に着けるようにしていただきたい。その辺を十分検討していただきたいと思います。

○議長（榎堀秀樹君） 狩森警防部長。

○警防部長（狩森季光君） 警防部長の狩森でございます。

引き続き、9番、中議員の質問にお答えさせていただきます。

奈良県広域としても、現場滞在時間の短縮、訓練等を重ね、短縮に努めております。

なお、搬送しながらの確保というところ、例えば測定した数値を病院の方がもう一度教えてくださいというところで、そういう対応もやっております。それに対して、また病院側が収容不可能となる場合もございますので、確実に医療機関を選定した上で搬送を開始しているものでございます。

以上です。

○議長（榎堀秀樹君） 中議員。

○9番（中 拓也君） もう一度だけ質問させていただきます。

搬送中に色んなデータを取るのができないとおっしゃってございましたけども、確かに何度も同じことを繰り返すと思いますが、助かる命が助からない、そこはおかしいと思うんですよ。街場なら助かるか分からないけども、田舎は助からない。それでいいのかなど。その辺も十分考えていただきたい。昼間ならドクターヘリで南奈良医療センターまで15分。しかし、救急車なら、夜、待機時間1時間に比べたら、私は3時間かかりました。私はスバルの近くの家なんですけども、そこから3時間。自分の車で来ても2時間弱、1時間半か

ら2時間の間です。

ですので、救急ということにかけて、できない面もあるかも知れません。でも、その辺はどうにかして、街の医療と山間部とは違うんだということも考えていただいて、短縮ということを是非ともお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（榎堀秀樹君） 狩森警防部長。

○警防部長（狩森季光君） 引き続き、9番、中議員さんに回答させていただきます。

貴重なご意見、ありがとうございます。今後、現場滞在時間の短縮に向け、訓練等を引き続き継続してまいります。ご理解の方、よろしくお願いたします。

○議長（榎堀秀樹君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 管理者の亀田でございます。

中議員からのご質問でございました。

十津川村が抱えるというか、切実な事情をご説明いただいたと思っています。特にこれは、街場でも山間でも同じかもしれませんが、救急車に乗せられた患者さんは、それこそ一分一秒が本当に1時間、2時間のように感じて、早く病院に連れて行ってほしいというふうに思うのは当たり前のことでございます。

今、事務局から説明させていただいたように、当然、努力はしておりますけれども、先ほどご指摘を受けたようなことも含めて、より早く救急車が出発できるように工夫を凝らしていきたいというふうに思いますので、また、何かありましたら、引き続きのご指導をいただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 報第3号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第6、報第3号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第3号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

本件は、公用車の運行中に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての報告でございます。

事故の概要でございますが、令和7年8月4日、下市消防署の救急車が吉野郡天川村内を普通走行中、対向してきた観光バスを避けようと車を左に寄せたところ、左後部に設置されている赤色灯を店舗の軒先に接触させ、破損させたものでございます。

損害賠償の額は9万1,300円となっております。

1枚おめぐりいただきまして、2ページ目には専決処分書をつけておりますのでご確認をお願いいたします。

以上、ご報告させていただきますのでご承知おきいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（榎堀秀樹君） 以上の報告に対し、確認等はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、報第3号を終わります。

日程第7 議第16号 奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第7、議第16号、奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第16号、奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書は3ページ、参考資料は1ページとなります。

本案は、組合構成市町村にご負担いただいております分担金の負担方法及び負担割合について、受益と負担の公平性を確保し、財政の透明性を一層高めるため、所要の改正を行うものでございます。

現状の分担金算定は、主に基準財政需要額割や救急出動件数割などにに基づき、広域調整割によって補正されておりますけれども、各構成団体が享受する消防サービスを反映させることが分担金負担における共通の課題となっておりました。

この課題に対応するため、分担金条例第2条において、消防サービスの実態を示す指標として、新たに消防サービス評価額を定義いたします。これは、火災や救急出動などの消防サービスを客観的な指標に基づき金額で換算し、各市町村の消防サービス受益額を評価する仕組みを導入するものでございます。

そして、この指標に基づき、新たな調整項目として利用量調整割を規定いたします。この利用量調整割を現行の広域調整割に加え、もう一段階の補正項目として導入いたしますことで、より実態に即した受益に応じた負担を実現し、各市町村の分担金の額について、妥当性、納得性のある算出方法へと改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

筒井議員。

○16番（筒井 寛君） 香芝市の筒井でございます。よろしくお願ひいたします。

本議案第16号は、分担金の計算方法を変更する条例改正案であるというふうに理解いたします。すなわちそれは、本広域消防組合構成市町村の分担金の金額が変わることになってきますので、少し数字のことについて確認と質問をさせていただき、また、色々とお聞かせいただいた上での審議、審査をさせていただきたいというふうに思います。

まず一番最初に、本年度、令和7年度の広域消防組合の予算額が約130億円というところであります。これは、もちろん決算はまだ出ておりませんが、大体出ている数字でございますので確定している数字かと思っておりますが、令和8年度におきましては、現在、予算編成中かというふうに考えますけれども、見込みの数字が出ているかというふうに考えます。それが、私が聞き及んでおりますところによりますと140億円程度というふうに聞いておりますが、その分について、まず、それで間違いのないかの確認をさせていただきます。よ

ろしく願います。

○議長（榎堀秀樹君） 辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 総務部長の辻井でございます。

16番、筒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ご質問いただきました、本年度、令和7年度の分担金の予算でございますが、131億円となっております。また、令和8年度の予算につきましては、現在、査定段階中でございますので詳しくお示しするような段階には至っておりませんので、ご理解のほど、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（榎堀秀樹君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） 補足でご説明させていただきます。この分担金条例を正副管理者の中で担当させていただいております並河でございます。

今、総務部長がお答えになったとおりでございますけれども、査定中とはいえ、各市町村の財政担当には中間報告的な連絡は行っているの、それを見た上でのご質問ではないかなというふうに思います。あくまでこれは査定段階の数字なので、独り歩きしないようにということをお願いしたいのですけれども、140億程度には上昇するのではなかろうかと。

その理由といたしましては、救急需要の増加もございます。デジタル無線あるいは高機能消防指令システムの整備、そして、やはり人件費が、本組合の場合、多うございますので、その人件費の増加、物価高騰等々ということになっております。ただし、緊防債が延長される分を適用できるのか、こういったことも、まだ国の方の状況を見ないといけませんので、その意味では、若干、数字は変動し得るという点をご理解ください。

○議長（榎堀秀樹君） 筒井議員。

○16番（筒井 寛君） 両名様、ありがとうございます。

もちろん、今、確定した数字ではないということですのでそのように答弁いただいたわけですが、それぞれ、今年度、香芝市の分担金が8億2,400万円程度、それを8年度、現在の査定で試算されています140億という額をベースにし、新しく、今、この条例改正案で提案されております計算方法で計算させていただきますと、本市の負担額が、あくまで試算ですが、8億9,800万円程度ということで、ほぼほぼ9億というような状況になってきます。そうしますと、全体の130億から140億というので、大体7.7%ぐらい上がるのかなというふうにざっくり計算されるわけですね。それで、本市の負担額が、先ほど申しました8億2,400万ぐらいから8億9,800万、約9億というところでききますと、9%程度、上昇するのかなと。つまり全体の総額の予算の上昇率を超える上昇率が本市、香芝市においては課されるということになるわけであります。

この辺につきましては、私どもは、まず、提案されております計算方法の変更の応益分というものにつきましては、当然、これは管理者の方で十分に話し合いをされ、納得されて出来上がってきたものであり、また、本市といたしましてもそれには応えるべきものであるかなというふうには考えるわけですが、しかしながら、それでも、全体の予算額の上昇率を上回る負担額の上昇率を強いられる各市町村に対してはどのように説明をされるというふうに管理者としてはお考えいただいているのでしょうかというところで願います。

○議長（榎堀秀樹君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） ご説明させていただきます。

一旦、仮置きの数値をベースにということでご理解いただきたいのですが、香芝市さんを例に取りましたら、先ほどの140億という数値に基づけば7,000万余り上昇するというふうに見ております。そのうち、純粋に予算が増える分としては5,000万円程度ということなので、2,000万余りは今回の新たな調整、分担金条例の改正によって影響を受ける額という形になります。

これについて、おかしいじゃないかと、新たな水平補完が発生してしまっているんじゃないかというふうにきつとお思いになるかなと思うのですが、私どもが、今回、この利用量調整割によって是正を目指しているのは、結局、払わされ過ぎの自治体がこのメンバーの中でもあったということでございます。特にこれまでの分担金総額は実績割が相当影響しているんです。89%は実績に基づいていると。

例えば第2区分さん、宇陀市さんなんかが典型なんですけれども、署所の人員再編なんかによって、大分、現場に出ておられる人数なんかも合理化されているんです。受益をカウントしてサービス評価額というのを見てまいりますと、やはり受益を大きく上回る額をこれまで払ってきているし、そして、基財の比率で見てもこれは高過ぎるというところについては、むしろ払わされ過ぎの自治体が実質的に水平補完を今までやっていたのが分担金の状態だと思っております。なので、それを少しでも、応益と応能、払うことができる能力の部分と総合的に評価して、どこかだけが過度の負担を強いられる状況というのは改めなければならない。すなわち、今回、うちが何か変に上がったんじゃないのというよりは、今までがそうやって払わされ過ぎの自治体によって割安にあったものを是正するというような捉え方をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

ちなみに、香芝市さんが、今回の条例改正によって利用量の調整割を反映したとしても、消防サービス評価額においても大体95%ぐらいのご負担である。基財で見ますと82%余りのご負担であるということからすれば、実際に受けていらっしゃる受益と基財との比較において、香芝市さんが過度の負担ということではないかなというふうには考えているところでございます。

そのあたりの全体像は、これから恐らくこの条例が通りましても各市町村議会の予算でも審議されると思うのですが、是非、私どもの方からも丁寧な説明を今後も尽くしていきたいと思っております。

○議長（榎堀秀樹君） 筒井議員。

○16番（筒井 寛君） 丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

私どもといたしましても、今、並河副管理者の方からご説明いただきました内容につきましては、重々、しっかりと理解した上で、広域消防組合の中での責任をしっかりと果たしていかなければならないというふうな思いは持っておりますので、私も本市に戻りまして、こういうことで説明があったということにつきましてはしっかりと説明をした上で予算の審議に臨みたいというふうには考えております。

今、もちろんそのように考えておるわけですが、ただ、例えば現在、山岳救助に関しては、よけて考えて、それは全体で負担していく、直接の当該市町村における受益という部分から切り離して考えられておる部分があるというふうに、これも聞き及んでおりま

す。この話を管理者の方々の話合いの中でも、例えば大きな水難災害といいますか、というような場合、そういうものについても除外できないのかという声も聞いておりますし、それから、本市の場合、西名阪高速道路があり、香芝インターチェンジがあります。それから、県内主要国道であります168号線と165号線が本市の中心で交わっておるといような状況の中で、大規模な交通災害、これももちろん、普通に交通事故があったら、どの交通事故でも除外してくれと、そこまでは言いませんが、例えば消防庁が出しております通達なんかによりますと、こういう場合は即報しなさいという基準、交通機関の火災であるとかの即報基準、そのようなものが出されておる。それに従って、大規模な事故に該当するといふもの等につきましては、それを当該市町村の受益というふうに考えずに除外してもらおうといふようなことを考慮していただくといふことを、4月、令和8年度からといふことはちょっと無理かとも思いますが、将来的にはそういうことも勘案していただくといふことも含めまして、今回、こういう分担金が上がっていくといふことに対しても理解していきたいのかなといふふうに考えるわけではありますが、その辺につきましてはいかがでございますでしょうか。

○議長（榎堀秀樹君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） ありがとうございます。

名阪、168、165とおありの中で、本市も名阪国道が通っておりますので、全国屈指の事故率を誇るオメガカーブというのもございますものですから、非常に重要なご指摘をいただきました。

現在、交通につきましては、交通事故に伴って傷病者の救急搬送が発生した場合は、「おたく、どこの方ですか」ということでお伺いして、管外在住者であったとすると、その救急搬送については、事故が発生した自治体の受益ではなく、全体の受益というふうにカウントするように、これは既に盛り込んでいるところでございます。

火災・災害等即報要領という消防庁の定める要領についても正副管理者の方で議論いたしました。ただ、相当の件数が実際にはございまして、現在、我々で議論しているところは、やはりこれは地元だけが受益しているというふうに捉え難いよねという1つの目安として、周辺消防署から駆けつけた隊の延べ活動時間が100時間を超えるものといふのを一定の目安にして、正副管理者の中で、これはやはり全体の受益として捉えるべきものだといふことを整理させていただいております。

これに該当するものとして、昨年末に発生いたしました下北山の崩落事故、これなんかは、そのまま下北山さんの受益というふうにカウントすると、その年だけ下北山さんのサービス評価額が倍増するような形でございまして、それは適当ではなからうといふようなことで、今、整理をしているところでございます。

今のは一定の目安であります。最終的には正副管理者会議で特に認めたものといふふうにしてございますので、また、今回いただいたご指摘を基に、さらに議論を深めていきたいと思っております。

○議長（榎堀秀樹君） 他に質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ないようでございますので、討論を終わります。

それでは、これより採決に入ります。

議第16号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第17号 奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(榎堀秀樹君) 日程第8、議第17号、奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第17号、奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書につきましては5ページ、参考資料も5ページとなります。

本案につきましては、計画に基づき、消防署の設置及び管轄区域について所要の改正を行うものでございます。

天理消防署の管轄区域に山添村、川西町、三宅村及び田原本町の行政区域を追加するほか、大淀消防署の管轄区域に吉野町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の行政区域を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(榎堀秀樹君) これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

竹邑議員。

○4番(竹邑利文君) 4番、竹邑。

磯城消防署が来春にオープンする予定なんですよ。この時期において、これ、目的は何ですか。お答えください。

○議長(榎堀秀樹君) 辻井総務部長。

○総務部長(辻井義明君) 総務部長の辻井でございます。

4番、竹邑議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、組織の改編を行わせていただきましたのは、令和4年に策定されましたグランドデザインに基づいてのものでございます。グランドデザインにつきましては、今後ますます救急が増加することに対して現場到着所要時間の短縮を図ること、また、大規模災害発生時においても、発災直後から組織力を生かした最大限の現場活動を展開すること、そして、3つ目としましては、世界遺産や国宝、重要文化財などの日本の宝を守るというところでグランドデザインが策定されました。これの行動計画に基づき、今おっしゃられました、磯城消防署並びに大淀消防署が3月中の運用に向けて、現在、工事中でございます。第1区分、第6区分に所属する消防署がこの4月から運用開始になることから、先んじて第1区分と第6区分の改編を行わせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） いや、だから、これ、改編をやって何の利点があるわけですか。今現状で何の差し支えもないわけでしょう。だから、これをやることに関して利点をおっしゃってくださいよ。

○議長（榎堀秀樹君） 辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 引き続き、4番、竹邑議員のご質問にお答えさせていただきます。

利点につきましては、増加する救急需要に伴いまして、署所を再編することによって、奈良県広域全体の職員数を増やすことなく消防署における現場力を向上させるものでございます。そういった形で、第1区分、第6区分の再編を先んじて行わせていただくこととなっております。これにより消防力を強化するといったことを目的とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） 今、再編とおっしゃいましたね。これ、再編って、どこが変わるわけですか。

○議長（榎堀秀樹君） 竹邑議員の質問が3回目というふうになってきておりますので、答えの方もまとめていただきますようお願い申し上げます。

辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 引き続き、お答えさせていただきます。

変わっているところは、参考資料の6ページの方をご覧ください。こちらは新旧対照表とさせていただいているところでございます。

今回、再編させていただきましたのは、第1区分、改正前につきましては天理消防署、磯城消防署、山添消防署となっております。今回の改正により、天理消防署の管轄区域の中に磯城消防署の川西町、三宅町、田原本町の行政区域、そして、山添消防署の山添村の行政区域を統合させていただいたものでございます。この条例改正を受けた後、規則改正によりまして天理消防署の中に磯城分署、山添分署が入るといったところとなります。

また、第6区分の方につきましては、現在、吉野消防署、大淀消防署、下市消防署となっておりますが、大淀消防署に統合することにより、後に吉野分署、下市分署とさせていただき、署所の現場対応能力を向上させていくこととさせていただいております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 補足で、並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） すみません、第1区分が絡みますのでお答えさせていただきたいと思います。

これからせっかく磯城署ができるのに、分署みたいな扱いになったら消防力が低下するというふうに地元でも捉えられるんじゃないのかと。今、何でこのタイミングなんだというようなののご指摘だったかなと思います。

縷々、グランドデザインのことを申しましたが、結局は、先ほど分担金総額が大分増えるというお話をさせていただきました。これからどんどん増えていったら本当に大変な中

で、どうすれば人員を極端に増やしていくことなく増える救急に対応できるんだということを、この間、正副管理者ではずっと議論をしてきております。それをやるためには、同じ人数でも現場に出ていける人の数を極力増やしていこうと。一方で、総務関係であったり、まとめられる部分についてはまとめていこうじゃないかと。そうじゃないと、総務だったりも同じ体制でやりながら現場に出ていく人を増やそうと思うと、人数が純増でどんどん増えていってしまいますから。ですので、第1区分につきましても、扱いは分署という形でございます。天理署と一緒にやれるものはまとめながら、ただし、現場に出ていける人の数というのはできるだけ充実させていこうと。特に、今までローテーションで、消火で出ていくのに救急の体制の3人しか張りつけていなかったような現場も実際にはございます。そのあたりも、今、是正しようとしている中でございますので、これはあくまで現場展開力を増やすための合理化をした要素だというふうにご認識ください。

特に磯城消防署については、京奈和に近いことから、高度救助隊の部分も配置されますので、新しくなった庁舎というのは実質的には相当、地元の皆さんにも、これは消防が充実したなというふうに捉えていただけるというふうに思います。

○議長（榎堀秀樹君） 他に質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第17号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第17号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第18号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第9、議第18号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第18号でございます。奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書につきましては7ページ、参考資料も7ページとなります。

本案につきましては、林野火災の発生を未然に防止し、実効性の高い予防体制を確立することを目的として、火の使用制限に係る所要の改正を行うものでございます。

具体的には、林野火災の危険度に応じた注意報を創設し、これを既存の火災に関する警報と連動させることで、発令時における火の使用制限に係る実効性を高め、火災予防の強化を図るものでございます。

また、火災と紛らわしい煙が出る行為の届出対象にたき火を追加し、届出制度を通じて、

火災を未然に防ぐ取組につなげていくものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第18号を原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案どおり可決されました。

日程第10 議第19号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（榎堀秀樹君） 日程第10、議第19号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）ついてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第19号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書は、別冊になってございます令和7年度一般会計補正予算書・補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,366万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億4,161万7,000円とするものでございます。

本案につきましては、退職者の発生に伴い退職手当が必要となったことから、退職手当基金を財源に予算を補正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第19号を原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第19号は原案どおり可決されました。

日程第 1 1 議第 2 0 号 財産の取得について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第 1 1、議第 2 0 号、財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第 2 0 号でございます。財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書につきましては 9 ページ、参考資料は 1 3 ページからとなっております。

本案につきましては、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案は、車両更新計画に基づき、放水塔及び水槽付消防ポンプ自動車 2 台を買い入れるため、議決を求めるものでございます。一般競争入札の結果、株式会社モリタと 2 億 4 1 6 万円で仮契約をしております。

参考資料といたしまして、1 3 ページ以降に公表開札録、仮契約書をそれぞれ添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第 2 0 号を原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議なしと認めます。よって、議第 2 0 号は原案どおり可決されました。

日程第 1 2 議第 2 1 号 財産の処分について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第 1 2、議第 2 1 号、財産の処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第 2 1 号、財産の処分についてをご説明申し上げます。

議案書につきましては 1 1 ページ、参考資料は 1 5 ページからとなっております。

本案は、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案は金 6 キログラムの売却でございます。

処分の方法は、一般競争入札で株式会社フローレスと 1 億 3, 1 5 9 万 7, 4 6 6 円で仮契約をしております。

参考資料といたしまして、15ページ以降に公表開札録、仮契約書をそれぞれ添付してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

25番、南議員。

○25番（南 満君） まず、この金におきましては、ご寄附いただいた内容の一部であるというふうに思っております。残りの金につきましても、どのようにされるのか、具体的に方針があるのであれば、いついつどういうふうに処分をしていきますよ、そして、ご寄附いただいた方に対しましても、改めての御礼を申し上げますよというふうにお答えいただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榎堀秀樹君） 辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 総務部長の辻井でございます。

25番、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、残りの金につきましては14キロ、14本となっております。今回、議会の方にお諮りさせていただいている分が6キロ、そして、昨年度に売払いさせていただいたのが1キロ、合わせまして7キロの売却が済んでございます。

そして、残りの14本の売却の計画ではございますが、こちらの方につきましては計画的に売却をさせていただくスケジュールを組んでおります。具体的にとおっしゃられましたので、なるべく早い時期に、この議会の方にお諮りできるように事務を進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

また、寄附いただいた方につきましては、感謝状の贈呈の方は既にさせていただいております。今、国の方で叙勲の申請も進んでいるようなところでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

（発言する者あり）

○総務部長（辻井義明君） 申し訳ございません。訂正させていただきます。叙勲ではなく、褒章の方でございます。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 南議員。

○25番（南 満君） 改めて、この現金化をすることで、本当に多大なるご寄附をいただいたなという思いがふつふつと湧き上がってきているところであります。

このご寄附をいただいた方というのは、以前、消防組合の緊急において命を助けていただいた、そういうところからのご寄附であったというふうに思っています。

令和8年度予算を組んでいく中において、この金額をどういうふうに使っていくかというのをしっかりと考えていただいているものであろうというふうに思います。救急車両であったり、先ほど来、一般質問のところにおいても命の重要性を言われた内容もございました。

そこで、緊急車両でいいますと、狭い道等々、やっぱりあるじゃないですか。そこにおいての小型緊急車両というのは必ず導入してもらいたい案件でございます。この点については、まだ内容的には決まっていないであろうというふうに思いますけれども、是非とも令和8年度予算において、丁寧に、この大事な金を換金したお金を使っていただきながら対

応の方をしていただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

これで終わります。

○議長（榎堀秀樹君） 徳永消防長。

○消防長（徳永達也君） 引き続き、南議員のご質問にお答えいたします。

令和8年度当初予算におきまして、2月議会でご審議賜りたいと考えております小型救急車も含めて、機動性の高い車両を検討しております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 南議員。

○25番（南 満君） すみません、終わると言ったんですけども、最後なんですけど、使い方のところにおいては、現場でどういうものが要るかということのニーズ調査をしっかりとさせていただきたい。そうすることによって住民の方々の命というのが守れるものがあります。各署があろうかと思えます。そのところどころにおいて使途というのが必ず変わってまいりますので、その点、しっかりと吸い上げていただいて、予算のところでも反映できるように、そしてまた、ご寄附いただいた残りの分の換金後に関しましても引き続きの対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（榎堀秀樹君） 他に質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第21号を原案どおり可決することに決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第21号は原案どおり可決されました。

日程第13 認第1号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第13、認第1号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 認第1号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げたいと思えます。

別冊になってございます令和6年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算書をお手元にご準備いただきたいと思います。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、少し飛びますけれども、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額152億1,281万5,000円、歳出総額150億1,442万8,000円、歳入歳出差引額は1億9,838万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は0円のため、実質収支額は同額の1億9,838万7,000円でございます。

お戻りいただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1款、分担金及び負担金、収入済額130億117万6,000円。これは、備考欄にありますとおり、各市町村から納入いただきました分担金等でございます。歳入決算全体の約85.5%を占めてございます。

7ページ、8ページでございます。

2款、使用料及び手数料、収入済額691万7,342円。主なものは消防法に基づく危険物許認可等の手数料でございます。

4款、県支出金、収入済額6,776万5,000円。主に通信指令システム等の整備に伴う県からの補助金でございます。

5款、財産収入、収入済額1,821万1,861円。住民の方から寄附いただきました金の売却収入と官公庁オークションによる車両の売払い収入等でございます。

1枚おめくりいただき、9ページ、10ページをお願いいたします。

6款、寄附金、収入済額100万円は救急搬送の御礼でございます。

7款、繰入金、収入済額4億6,991万2,957円。各基金からの繰入金でございます。

続いて、11ページ、12ページをお願いいたします。

8款、繰越金、収入済額2億9,229万7,768円。

9款、諸収入、収入済額1億3,303万4,482円。主に奈良県消防学校及び防災航空隊への職員派遣に伴う給与費分の収入でございます。

10款、組合債、収入済額12億2,250万円。主に磯城消防署建設事業や車両更新等のために発行いたしました起債でございます。

続いて、13ページ、14ページでございます。

歳出でございます。

1款、議会費、支出済額133万8,477円。

2款、総務費、支出済額4億4,183万3,350円でございます。こちらは主に事務経費に係る費用でございます。各種システムに関する保守委託料やリース料の費用、また、財政調整基金への積立金などとなっております。

続いて、17ページ、18ページをお願いいたします。

3款、消防費、支出済額134億2,694万5,197円でございます。歳出決算全体の約89.4%を占めてございます。なお、消防費のうち職員給与費に係る部分で消防費全体の約80.7%を占めてございます。

職員給与費以外で大きなところにつきましては、20ページでございますが、需用費で4億2,881万160円。主なものは、消防活動に伴う車両の燃料費や救急医薬材料費、被服費等となります。

また、12節、委託料で1億8,660万9,700円。主なものは、消防救急デジタル無

線設備及び消防指令システムの保守点検委託料でございます。

また、17節の備品購入費で5億3,283万4,494円。これは主に公用車の更新費用でございます。高規格救急自動車や救助工作車等、合計24台の車両を購入してございます。

他に、24ページでございます。

14節、工事請負費で7億9,457万7,060円の支出。主なものは磯城消防署の移転新築工事費として6億700万円を支出してございます。

次に、4款、公債費では、11億4,431万1,341円の支出となっております。

なお、28ページ以降には財産に関する調書、また、別冊にて、監査委員から提出がございました一般会計歳入歳出決算審査意見書、また、一般会計決算に係る主要な施策の成果説明書をお配りさせていただいておりますので、ご清覧賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上で、令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

認第1号を原案どおり認定することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は全て議了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（榎堀秀樹君） ここで、管理者からご挨拶があります。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、重要な議案をご提案させていただきましたところ、議員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案、滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、いただきましたご意見などにつきましては、これからはしっかりと検討を重ねてまいりたいと、そのように思う次第でございます。

今後とも奈良県広域消防組合に対しまして、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（榎堀秀樹君） これをもちまして、令和7年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 榎 堀 秀 樹

署 名 議 員 小 原 薫

署 名 議 員 平 井 清